

傍 聴 要 領

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付にお越してください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1)により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定します。
- (3) (1)により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。